

第7回丹波市権利擁護支援センター設立準備委員会

日時：令和5年7月21日（木）

14時00分～16時00分

場所：丹波市役所本庁第2庁舎

2階ホール

出席者等 21名（委員、事務局、関係職員）

傍聴人 なし

1 開会

2 委嘱書交付

要綱の有効期限を改正したため、全委員へ委嘱書交付。

3 あいさつ（林市長より）

- ・2年間の熱い検討に感謝している。組織体制上の理由で1年延期となり、センター設置の準備のために大事な期間となる。令和6年4月の開設に向け、準備をすすめていきたい。（あいさつ後、公務のために退席）

4 議題

- ・要綱第6条に基づき、会議の成立を確認（委員14名中、13名出席）

（1）委員長、副委員長の選出について

- ・委員長：上田晴男さん、副委員長：馬場民生さん
- ・上田委員長より、あいさつ。

（2）第6回検討内容の振り返りについて

- ・事務局より、議事録を基に説明。

（委員）後見人制度と市民後見人制度の違いが分からない。活動の範囲や権限の範囲は違うものなのか。

（事務局）後見人制度は判断能力が乏しい方に対する法定代理人。身上監護や財産管理を行う。弁護士などの専門職が担う。専門職の担い手が少ない中、市民が研修を受けて後見人となるのが市民後見人制度である。

（委員）専門職がする後見人の一部分を市民後見人にゆだねられるという解釈でよいか。

- (事務局) 専門職のように市民後見人の立場で担うというのは難しい場合がある。身上監護などの部分を市民後見人が担うという感じである。
- (委員) 法人の後見人には数に限りがあるし、業務が膨れ上がるという部分を市民後見人が担うということでもいいのか。
- (委員長) 成年後見人は民法に位置付けられている。後見人が裁判所から選任され支援をする。最初は親族が選任されることが多かったが、今は8割が専門職となっている。国は成年後見制度が必要な人について、今の20倍ほどの人数が必要になると示しており、担い手が少なくなるのではないか?という理由から、市民に担ってもらおうというのが市民後見人制度である。研修を修了した人が候補者となり、市民後見人になれる。選任されれば後見人となるが、親族や専門職、市民であっても権限や役割同じであり、市民にとってはハードなので、選任された後は市が責任をもってサポートや研修を行う。それが権利擁護支援センターの役割となる。

(3) 権利擁護支援における対応フローについて

- ・事務局より、資料に基づき説明。

- (委員) 丹波市のセンター機能が見えにくい。前に直営と委託の説明があった。行政は広報、ネットワーク機能を担う。専門相談やそれ以外のところは委託が担うという理解でよかったのか。センターには専門職が常時いるのか。
- (事務局) 市役所庁舎内に委託先の専門職員が常置配置ということは考えておらず、必要に応じて委託先から出向いて事務調整や専門相談に対応するように想定している。専門職員が常時配置しているということではなく、市職員が対応し、随時専門相談につないでいく。
- (委員) 相談フローのスライド7番。今でも相談が入って地域包括支援センターは一次対応をしているが、専門的アドバイスを受けたい、支援の方法は間違っていないか聞きたい時に、センターに連絡した時にどうなるのか。市の職員が受け、専門職につないでくれることになるのか。
- (事務局) 権利擁護支援センターの市職員が相談を受け付ける感じになる。一緒に考えて解決を図り、専門的な支援が必要、対応が難しい場合に専門のところにつなぐ。基本的には市職員が相談を受けるという形である。
- (委員) 随時、連携するようなイメージでよかったのか。
- (事務局) 図が逆になっているのでは?という意味か。
- (委員) 実際、相談対応をやっている中で、これからどういうふうになるのかな?というのが少し腑に落ちない。

(事務局) スライド7番。相談の二次対応ということで権利擁護支援センターとなっていて、その上に社会福祉課や介護保険課や障がい福祉課、関係機関あるイメージで言われていると思うが、権利擁護支援センターができた段階では地域包括支援センター、基幹相談支援事業所であっても基本的には権利擁護支援センターにつないでもらうということによい。担当課と連携していくことになる。まずは、権利擁護支援に関することはセンターに、つないでいただくことで結構かと思います。

虐待事案については、虐待防止法に基づく対応が必要になるので、それについては今までどおり介護保険課など担当課につないでほしい。通常の相談と虐待対応はわけて考えてほしい。

(委員) 虐待事例以外のケースでは、市民から直接相談があった場合は、どのように受けられるのか。

(事務局) 基本的には権利擁護支援センターは、相談の二次対応機関。市民からの直接相談を断らずに受けるが一次対応機関である地域包括支援センターや相談支援事業所へつなぐ。既存の相談一次機関としては今まで通りで二次対応機関として権利擁護支援センターが担うと考えている。その形となるように周知啓発も必要である。

(委員) 直営と委託の業務のすみわけは？社会福祉協議会の日常生活自立支援事業は権利擁護支援センターにうつるのか、社会福祉協議会が引き続き担っていくのか？

(事務局) 直営と委託の件ですが、市職員ではできない部分は委託というのが大枠の考え方です。例えば、法律に関する専門的な相談、法人後見の関係や市民後見の養成を委託の中に含めています。市はセンター設置を広報したら相談者が来るのでその窓口、広報啓発の機能や関係機関とのネットワーク構築などを行い、市職員ではできないより専門的なところを委託が行うということです。直営+委託の組み合わせ方式で進めるということは、この場で決定していたことです。

権利擁護支援センターが設置されたとしても、日常生活自立支援事業は今までと変わらず社会福祉協議会の事業となります。個別の相談を受けの中で、その利用が必要になった時に関わってもらうことになる。

(委員) 地域包括支援センターなどから金銭管理が難しい等の相談をうけた場合生活の相談をうけて契約に至る時とそうでない時とあります。その時に権利擁護支援センターも一緒になって、その事業が適切かなどについて相談にのってもらうことでよいか。

(事務局) 制度の利用ありきではなく、その人の状態像をアセスメントしながら適切な支援につながるようにセンターが一緒になって考えていけたらいい

と思っています。

- (委員) フローの理解がすすんできた。中核機関としてのセンターとして、後見申立てが必要になった時、センターで申立て支援をしてもらえるのか。
- (事務局) 書類作成そのものは市職員として法的に担えないと思っています。書類作成は専門の窓口につなげてもらうことになります。
- (委員) 委託先につなぐということか。
- (事務局) そうなります。書き方の説明などの支援は権利擁護支援センターで行えます。
- (委員) 支援者支援、二次対応窓口ということになると思うが、他の支所などでも相談があるので、そういうところとの連携も必要になってくる。これが結構難しいとっていて、うまくいかなかった場合、時間がかかる場合もある。そのあたりが今後の課題かと思う。
- (委員長) 全体像の話が多かったが、権利擁護支援センターそのものの機能や細かいところが資料では表現されていないところもあるのかと思う。次回、より具体的な内容が示されてくるとしている。

(4) 丹波市権利擁護支援センターの愛称について

- ・事務局より、資料に基づき説明。

- (委員長) 皆さんからの愛称の提案などありましたらお願いします。
- (委員) 「together」っていいなって思ったけど、英語で難しいし日本語で「ともに」ってどうでしょうか。
- (委員長) 「ともに」を加えましょう。他にいかがですか。
- (事務局) 用紙の選考案の欄に3つ以内で、時間をとって回収させてもらうということでしょうか。
- (委員長) 時間をとって、書いていただくということで。
- (事務局) 欠席と退席の2名の意見も聞く。この場で集計をして今日のところの結果として出します。
- (事務局) 愛称の集計結果の報告。上位3つ、うち同数あり。
②よりせい、⑭あかり、⑮なないろ、⑰ともに
2名の委員がどれを選ばれるかによって変わってくると思います。会議録を委員の皆さんにお返しする時には、愛称の結果もお返しします。
- (委員長) 流動的なところもあるので、不在の委員、市長の意見も含めて検討してほしい。

5 今後のスケジュールについて

- ・事務局より説明。

令和6年1月：第8回委員会、令和6年2月：フォーラム開催。

- (委員長) 委託先のことも含めて細かいことが決まっていらないが、それらも含めて1月に全部決めてしまうということか。
- (事務局) 予算がない中で準備をしていかななくてはならない状況で複数年の委託契約を考えている。12月議会で複数年契約を提案し、予算の了解を得られたら、その頃から広く知らせることができると思う。委託については、本来令和5年度と考えていたので、仕様書、委託する項目はお願いできる手続きはできている。次回の委員会は方向性や内容、委託の考え方も提案できることとなります。
- (委員長) 1月には結果を聞くということになるのか。
- (事務局) 契約行為をしていいかの了解をまず得ることになる。相手方は1月の段階ではまだ報告はできず、2月のフォーラムあたりには契約の手続きがすすみ相手先がどこかを報告できていると思っている。
- (委員) 今日はフローを聞いただけと言う感じで、あまりこの会とは関係なく決まってしまうのか、と聞こえたのだが。
- (事務局) 市が全部を行っていくのか、この委員会で直営か委託か協議をして一部委託をすることに決めた。あくまでここでの協議結果に基づいて委託という形をとらせてもらうこととしています。
- (委員) まだ中間段階かと思ったので聞き流したのかもしれないが、基本的には地域包括支援センターが交通整理をしてセンターにということだが、愛称を見ていると何でも持ってきてよいというふうに聞こえてしまうのでそこだけ誤解があってはならない。
- (事務局) そこに行けば相談ができると思われるので、直接来られる場合については相談に応じていく。全国的にも対象者は多い。権利擁護支援に関する制度の認知が低い、どんなことを相談していけばいいのかという人もいれば、関係ないと思う人もいる。自分から手をあげられないケースもあるし、地域包括支援センターや相談支援事業所からつながってくるケースのほうが多いかもしれない。広く周知し、直接来られる分はOK、まだまだ潜在的な人はあるので、それでも掘り起こせる分もるのではないかなと思う。
- (委員長) 2月のフォーラムというのとは何か。
- (事務局) 市民に広めるためのフォーラムとなる。センターの周知啓発を図る。
- (委員長) 1月には企画内容も分かると思いますが、スケジュールについてはそのようなことでお願いします。

(事務局) 第8回にはこういう内容を提示してほしいというご希望があればお聞きしたい。

(委員長) 今日の説明でよく分からないことなどあったかと思うので、次回詳しく話をしてほしいということがあれば出してほしいと思います。

(事務局) 帰られてからでも何かあれば事務局まで。

(委員長) 仕組みの全体像としては大きなまとまりとして出てきた。役割や機能としては、具体例が成年後見制度の場合、虐待の場合、消費者被害の場合など想定される内容のケースがあった。実際に地域包括支援センターや相談支援事業所ですすでに対応しているケースをあげてもらって、実際に相談がきた時、市の担当者がうけて、委託している部分にどんなオーダーを出してという個別支援のフローがあると具体的なイメージをもってもらえる。仕組み、システムは何となく分かったが個別ケースに対する展開がイメージしにくかったので、その点を次回、提示してもらえるように検討してほしい。

6 その他

- ・特になし

7 閉会

- ・馬場副委員長より、あいさつ。

以上